

2022年事業計画

I 2022年事業計画基本方針

少子高齢化、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域との関係の希薄化などを背景に、孤立を余儀なくされ養育に困難を抱える家庭が増加している中、「コロナ禍」が子どもや家族を取り巻く環境の悪化に一層の拍車をかけている。このことを示すように、令和2年度の虐待相談対応件数は、205,029件（2021年8月速報値、厚生労働省）と、統計開始以来過去最多となるなど、子どもと家庭への支援体制の強化は我が国の喫緊の課題となっている。

「子どもの村福岡」における「子どもショートステイ事業」は、その取組を強化しつつ2年目を迎え、「虐待防止、在宅支援の切り札」として、利用実績が着実に伸びる一方、受入れに際し迅速な対応ができない事態も少なからず経験している。そこで、その打開策としては、「里親による子どもショートステイ」の推進を図る「里親による子育て短期支援事業」への取組を更に強化し、不足する子どもショートステイ受入先の拡充を図る必要がある。

また、近年、本来は大人が担うべきものとされている家事や家族の世話・介護などを日常的に負担せざるを得ず、自らの育ちや教育に多大な影響・支障を余儀なくされている、いわゆる「ヤングケアラー」が相当数存在することが明らかになっており、潜在的「ヤングケアラー」も含め、その支援策が注目される。

このような状況の中で、「SOS子どもの村 JAPAN」として、以下の基本方針に則って事業に取り組む。また、これらを実現するために組織の強化と資金開発を着実に進める。

- 1 「子どもの村福岡」では親の養育を受けられない子どものために、「家庭養育と支援のモデル」として、子どもの声を聴くことを第一に、子どもの最善の利益を目指して、チーム養育の実践に努める。
- 2 地域で危機にある子どもと家族のための家族強化プログラムとして、「福岡市こども家庭支援センターSOS子どもの村」では、相談事業の質の向上と支援プログラムの充実をめざすとともに、「子どもの村福岡」でのショートステイ事業と、次年度から全市で展開される「里親ショートステイ事業（里親による子育て短期支援事業）」を有機的に運用し、虐待予防と家族の分離防止ならびに、要支援家庭のための制度となるよう充実を図る。
新規事業として「子どもの村福岡」で、一時保護児童の受入れを開始する一方、福岡市と協働して「ヤングケアラー支援事業」（受託事業）を立ち上げる。
- 3 「SOS子どもの村インターナショナル」の一員として、「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」や「改正児童福祉法」に基づき、子どもの権利尊重、なかでも、家庭養育推進と子どもの意見表明支援に取り組み、「子どもアドボカシーシステム構築」に貢献する。
- 4 新規事業の立ち上げに伴い、人材の確保及び養成に取り組むとともに、適正な事業の推進ならびに成果・進捗管理を実施し、組織運営体制の効率化と組織基盤の強化を図る。
- 5 持続可能な組織づくりのために、安定性の高い資金開発を進める。

II 2022年事業計画

1 「子どもの村福岡」の事業

(1) 親の養育を受けられない子どもたちの養育

ア 子どもの受入れ

2021年12月末現在、2家庭で8名の子どもを養育しているところ、昨年11月に新たに育親となった家庭に福岡市児童相談所から新規児童の委託打診があった。3人きょうだいで子どもの村のショートステイを複数回利用した経緯があり、児童相談所との協議を行って、原則的に受け入れる旨の意見を表明した。今後、育親との数回の交流を経て本年1月末頃には入村予定である。

イ 育親・ファミリーアシスタントのリクルート

上述したように、昨年新たにファミリーアシスタントから1名を育親に登用し、現在里親養育のための3棟はいずれも育親が入居しており、当面育親を募集する予定はない。

一方で、リクルートが急がれるのがファミリーアシスタントである。新たに子どもを受託する育親家庭への支援スタッフに加えて、3月末で2名のファミリーアシスタントの退職が予定されており、4月から開始予定の一時保護事業のための要員の確保に支障を生じかねない事態となっている。パートタイマーの雇用を含めて、多様な媒体を介してリクルートに努力したい。

ウ ファミリーアシスタント・センタースタッフの人材養成

本年2月末、4年余にわたって勤務したセンタースタッフの退職が予定されており、昨年12月1日付で後任となる男性スタッフを採用した。現在事務引継ぎ中である。また、4月にはファミリーアシスタントとして4年制大学の新卒職員の採用が決定しており、育成方針の策定が急務である。

なお、一昨年からショートステイ事業を開始したが、従来の育親支援から直接養育に携わることになったファミリーアシスタントの育成も課題となっている。「子どもの村福岡」の職員として高い理念に支えられた養育を実現するべく、今春から人事評価制度や昇給制度を導入する。

エ Child Protection Policy(以下CPP)遵守

Child Protection Policyに抵触するような事案は一昨年、昨年ともに発生しなかった。職員が一定の緊張感を持って業務に従事した成果と評価できる。今年は、初めて子どもを受託する育親に加えて、新規採用となるファミリーアシスタントが増加することから、CPPの意義について不断に意識を喚起し、事案の発生を防止していきたい。

オ 子どもの声を傾聴する養育

育親家庭の子どもたちも次第に成長し、本年は5年生、4年生、3年生、1年生と多くの子どもが学童期に入る。発達特性も次第に明確になり、それぞれの課題を抱えているが、これらにチーム養育で丁寧に対応しながら、実家族との交流や真実告知の場面などでは子どもの声を傾聴し、子どもの権利に十分配慮した養育を実施したい。

(2) 地域で困難を抱える子どもと家族への支援

ア 一時保護・ショートステイの受入れ

虐待防止、家族の分離予防を目的として一昨年から本格開始したショートステイ事業は、コロナ禍の中にあっても利用者は多く、中には虐待が疑われる事例も散見され、改めてショートステイ事業の意義が確認されることになった。今後も2棟を活用して、ショートステイ利用者を積極的に受け入れていきたい。

一方、本年4月から福岡市の委託事業として一時保護事業を開始する。ショートステイと異なり、行動観察などの業務が加わることとなるが、現在一時保護の経験者を配置して準備作業中である。ただし、学校への送迎など対応が難しい面もあり、未就学の子どもを中心に受け入れることを検討している。

イ 家族のアセスメントと支援

ショートステイの利用者の中には、頻回利用を繰り返す家族、他施設も利用してほとんど自らは養育していないと思われる家族などもある。家族に対するアセスメントを丁寧に実施して、強制にわたらないことを原則にしながら、育児相談や家事相談などを実施し、家族の負担を軽減していきたい。

ウ 行政（市・区）との連携

ショートステイ利用者の担当窓口は福岡市各区である。事業開始当初は、区側に単なる子育て支援との認識が強く、利用家族についても断片的な情報しか伝えられず、戸惑うことがあった。粘り強く各区との協議や交渉を重ねた結果、現在では本来の意義が次第に理解され、行政との連携は円滑になっている。ただ、利用者の中には区で要支援家庭と認定されている家族もあり、支援の在り方等について事例ごとに連携を強化する必要があるが生じている。今後の課題である。

(3) 育親家庭養育支援の充実

ア チーム養育強化のためのファミリーチームミーティング(FTM)の定例開催

FTMは、それぞれの育親家庭につき、月に2回、育親、ソーシャルワーカー、ファミリーアシスタント、場合によっては、村長や児童家庭支援センターの心理担当者などが加わって開催している。本年から3家族、11名の子どもたちについてFTMを実施することになるが、医療的な対応や特別な配慮を要する子どももおり、養育の方向性を見定め、一貫したチーム養育を実施するためにはこれを欠くことはできない。育親を支え、意欲を持って養育に専念できる体制を今後も維持したい。

イ 子どもサポート部会の専門家との連携

毎月開催される「子どもサポート部会」においては、各育親家庭の状況が細かに報告される。子どもの問題行動やそれに対する対応などについても報告されるが、部会メンバーの専門家からは適切な助言が提案され、養育を側面から支えている。また、メンバーには職員の育成のための研修等にも講師として積極的に協力してもらい、多大な成果を挙げている。今後も専門家との連携を強化しつつ、良好な関係を維持したい。

ウ 児童相談所との連携強化

児童相談所とは、受託している子どもの状況に応じた連携が求められる。実家族の情報などについては、児童相談所が把握しているが、定期的に関示されることはなく、村側からの働きかけが必要である。また、医療的措置や教育的措置についても、子どもの状態を適切に伝え、措置を要請していく必要がある。育親（里親）が直接児童相談所に関わるより、ソーシャルワーカーが窓口となって連携を強化していく。

エ 「地域の子」として、地域とともに育てる

コロナ禍の中、地域との協議会などは中止せざるを得ない状況が続いたが、それでも地域の方々とのつながりは強力に維持されており、米や野菜などの寄贈を受けているほか、地域の行事にも子どもたちは参加している。本年は、地域協議会の復活を図るとともに、一時保護事業の開始などについても丁寧に説明を行い、引き続き地域との協力関係を維持していきたい。

オ 実家族再統合・リービングケア・アフターケアの検討

現在のところ、リービングケア・アフターケアの検討を迫られている事例はないが、実家族との再統合については、いずれの家族も相当の困難がある状況である。再統合に向けて実家族の状況が好転しないことが主な原因であるが、このような中で交流も持続的なものにならず、単発的でむしろ子どもを戸惑わせるようなことも多い。本年は、児童相談所との連携を強化しながら、再統合に向けた端緒をつかみたい。

(4) 村の運営の充実・強化

ア 村長を中心としたチームビルディング

育親、ファミリーアシスタント、センタースタッフ、そして子どもたちを束ねる村長の存在は極めて大きい。加えて、地域の方々、見学者、ボランティアなどに対しては村の顔である。村長はチームの中心に位置しているが、これを支えているのはお互いの信頼関係であると思われる。

イ 子どもの村についての普及啓発・見学者への対応

新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態」や「まん延防止等重点措置」などが発せられ、一昨年、昨年と見学者は激減した。今後は、コロナ禍の収束状況を見ながら見学者の受け入れを再開する方針である。

ウ ボランティアとの連携

清掃や草刈りなどを定期的に行ってくれるボランティアについても、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら部分的な受け入れとならざるを得なかったが、今後は、ボランティアの気持ちに沿いながら、可能な範囲で積極的に実施することとしたい。

エ 村の環境保全

昨年度は助成金を得て村庭の整備を行ったほか、手洗い場を設置した。村の環境はそれなりに維持されているが、経年劣化に伴う家屋壁面の塗料の剥落などが散見される。本年は、補修費用を予算化して本格的な修繕に取り組む予定である。

2 子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」の事業

「子どもの声を聴きながら」「子どもと家族とともに」「子どもと家族が参画する」ことを柱にした家族支援とは何かを追求しながら、子どもの権利尊重に基づく家族支援とは何かを追求していく。

本年度4月より、相談支援員4名、里親チームスタッフ3名を新たに迎え、センター長1名、相談支援員6名（うち常勤4名）、里親チーム5名（うち常勤3名）の計12名による新たな体制で以下の事業を実施する。

(1) 平日夜間、土日祝日相談事業の充実

センター内外の研修・指導環境を充実させ、相談技術の質の向上を図るとともに、子どもと家族へのアセスメントおよび、利用者のニーズに応じた多様な支援プログラムの充実を図る。

ア 研修・指導體制の充実

毎週1回のケアミーティング、拡大ケース検討会、グループスーパービジョン、OJTによる相談支援技術の向上、および、新たな支援技術の獲得をめざす。

イ 来談者のニーズに応じた支援の充実

来談が困難な子どもと家族に対して、家庭や学校へのアウトリーチ、オンライン相談などを行うとともに、来談者のニーズに応じた支援方法を必要に応じて検討していく。

ウ 多機関とのネットワークによる連携支援の充実

当センターの取り組みについて、区役所、学校などの関係機関への周知を図るとともに、区の子ども家庭総合拠点や要保護児童対策支援地域協議会との連携強化を図る。また、市内の他2か所の児童家庭支援センターとの連絡会による情報共有を行い、地域の家族支援機関としての連携を深めていく。

エ 親と子のグループプログラムの開催

新型コロナの感染拡大状況をみながら、開催時期や内容について検討していく。

(2) 里親支援事業

里親支援機関としての役割を里親家庭に周知するとともに、里親子への支援技術の質の向上を目指し、権利ノート、リービングケアやユースプログラムなど他団体の取り組みにも積極的に参画する。

ア 里親家庭への相談支援の充実

イ フォスタリングチェンジ・プログラム(以下、FCP)

(ア) FCP および、アフターセッションの実施

(イ) ファシリテーター・フォローアップミーティングおよび、ファシリテーター養成講座への参加

ウ 里親・ファミリーホーム専門研修会の実施

エ その他里親家庭への支援(権利ノート普及、リービングケア、ユースプログラム等)

オ 「里親 Q&A」の普及

(3) 里親ショートステイ事業（里親による子育て短期支援事業）

3 助成・連携事業にて詳述

3 助成・連携事業

(1) 里親ショートステイ事業

（家庭養育推進自治体モデル事業「里親による子育て短期支援事業」／日本財団助成）

家庭養育推進、親子支援、親子分離防止の観点から、これまで西区を中心に展開してきた本事業を、福岡市との協働により市全域で展開することを通して、困難を抱えた子どもと家族への支援プログラムの充実を図る。

ア ショートステイ里親のリクルート

（ア） ショートステイ制度およびショートステイ里親の普及啓発

全市展開をふまえ、「里親って？カフェ」や出前講座などのリクルート手法の見直しを進めるとともに、里親ハンドブックの改訂、各種広報ツールの改善を図る。

（イ） 行政との連携強化

区子育て支援課、児童相談所との協働・分担を行い、里親登録の効率化を図る。

イ ショートステイ里親によるケアの質の保障

ショートステイ里親に特化した研修会の開催や、ショートステイ里親同士の交流を通して、ピアサポートの仕組みづくりを行っていく。

（ア） 基礎・認定前里親研修について児童相談所と協働する

（イ） ショートステイ里親研修プログラムの開発と研修会（年2回）の開催

（ウ） ショートステイ里親交流会の開催（年4回）

ウ 里親ショートステイ実施の人材確保とシステム化

（ア） 体制確保

（イ） マッチングや事後フォローのシステム化・効率化

（ウ） 「子どもの村福岡」との連携強化

エ ショートステイ里親の関係者ネットワークづくり

里親ショートステイ実施機関であるNPO法人キアセットや福岡市との協働により市共通の里親ショートステイシステムの整備を進めるとともに、ショートステイ実施機関である乳児院・児童養護施設とも協働し、福岡市のショートステイシステム全体の質の向上を図る。

オ 全国への普及啓発

報告書の作成および、学会等での発信、里親ショートステイ全国説明会の開催により、里親ショートステイの普及促進を図る。また、アドバイザー（早稲田大学社会的養育研究所）による事業効果の評価および事業展開への助言により、効果的な事業展開および全国への波及効果を狙う。

(2) 一時保護・ショートステイ事業（福岡市委託事業）

ア 福岡市より「子どもの村福岡」が一時保護実施特別加算の対象施設として認定を受け、2022年4月より受入定員数12人（6人×2棟）として、ショートステイおよび

一時保護児童の受入を開始する。

(3) ヤングケアラー支援事業(福岡市委託事業)

2022年1月から学校関係機関(SSW、SC)との連携が開始したことや、12月発行の市政だよりに呼応することで少しずつ相談件数が増加しつつある。今後は個別のケースを通じて関係機関との連携を促進するとともに、作成済みのマニュアル等の精度を上げていく。また、未着手であったヤングケアラー当事者との接点をもつための広報や受付ツールの開発を実施することで、ヤングケアラーからの早期相談に繋げることに寄与する。

ア 早期相談に繋げるための取組

(ア) 関係機関に向けた研修の実施

対面研修およびオンラインコンテンツの制作

(イ) 当事者の年齢層に合わせた広報や受付ツールの開発

- ・小学生向けリーフレットの作成
- ・中高生向けリーフレットの作成、SNS 発信、オンラインサロンの開催
- ・LINE による受付ツールの開発

イ 面談時対応の確立、支援の充実

(ア) 個別ケースを通じて、制定済みマニュアルを随時改定する。

(4) ヤングケアラー支援研究事業(全国児童家庭支援センター協議会)

日本財団が、全国児童家庭支援センター協議会に対し、ヤングケアラー支援に関する事例研究を行うために助成し、児童家庭支援センターを運営する5地域の1つとして採択された。

助成額：350万円

(5) ウェブサイト等リニューアル事業(大和証券グループ)

ア 事業名「事業拡大局面に伴うWEBサイトの全面改訂および、効果検証の仕組みを導入したLP制作によるファンディング強化」

イ 事業概要

コロナ禍等で拡大した当法人の活動内容をWEBサイトに反映し、広告を活用することで支援を必要としている潜在的受益者層や、同様の活動をする福祉団体や他自治体などに情報を届ける。また、福祉領域以外の一般市民に対しても同様の手法により情報を届けることで、地域社会における身近な家族支援や、当法人の活動を寄付で支援するファンディング強化につなげる。

ウ 助成額：350万円

エ 助成期間：2022年1月～2022年12月

(6) 子どもの村福岡整備事業(福岡城西ロータリークラブ)

「子どもの村福岡」内の設備等の保全等を実施する。

4 提言・啓発活動

(1) 行政機関への提言

- ア 「子どもの家庭養育推進官民協議会」を通じた政策提言
- イ 福岡市からの委託事業を通じた提言活動

(2) 専門分野への啓発活動

学会発表、研修講師派遣等による啓発充実

(3) 市民への啓発活動

- ア 子どもの村福岡の見学者への啓発
- イ 市民向け研修の実施
- ウ 街頭キャンペーンへの参加

5 広報活動

コロナ禍の影響が長引いており、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増している。この状況下で社会的養護が必要な子どもたちの家庭養育の重要性が高まり、引き続き家族分離予防のための家族支援の必要性が増していることから、子どもと家族支援に対する理解と共感を社会に広げていく。

また、当法人のホームページは改定後5年以上経過しており、その間、ショートステイ事業、ヤングケアラー相談窓口開設などの新規事業が十分に反映されていない状況である。また、2021年には、SOS子どもの村インターナショナルにおいて13年ぶりにブランドが更新されたこともあるため、「大和証券グループ」の助成事業により、当法人のホームページを全面的にリニューアルする。

(1) オンラインによる情報発信の強化

より多くの方から活動への理解を得るため、ソーシャルメディアを活用した情報発信を強化し、リニューアル後のホームページや事業毎の専用ページへの閲覧件数の増加に繋げる。

(2) アニュアルレポート及びニュースレターの発行

既存支援者に活動の報告と子どもを取り巻く情報などの提供を行い、支援者と継続的な関係を構築することを企図し、アニュアルレポート及びニュースレターを発行する。

- ・アニュアルレポート発行(2022年5月)
- ・ニュースレター発行(2022年7月及び12月)

(3) 各種広報ツールの作成

事業毎に効果的な広報ツールを作成し、潜在的受益者層や、関係機関などに情報を届ける。また、支援者獲得につなげるための広報ツール(パンフレット、リーフレット等)のリニューアルを必要に応じて実施する。

(4) メディアとの協働

新規事業等の発信力を高めるため、必要に応じてマスメディアと協働する。

6 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関との連携

(1) 他団体との連携

ア 子ども NPO センター福岡

「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」に参加し、子どもにやさしいまちづくりのための関係機関との連携強化、市民フォーラムなどでの発信を行っていく。

イ 子どもアドボカシーセンター福岡

社会的養護の子どもたちの、意見表明権を保障するために、「子どもアドボカシーシステム研究会」への参画や、権利ノート普及のための協働を実施する。

ウ 子どもとあそびプロジェクト

「子どもの村福岡」の里子への健全育成に資するため、NPO 法人子どもと遊びプロジェクトの実施する「遊びプログラム」と連携する。

エ International Foster Care Alliance (IFCA ; イフカ)

IFCA の諸活動と連携し、社会的養護経験のあるユースとの協働を通じた児童福祉システムの改善に寄与する。

(2) その他連携

子ども虐待防止および家庭養育推進における既存ネットワークとの連携を継続し、関係機関との関係を強化していく。

ア 福岡市里親養育支援共働事業

(ア) 「新しい絆」プロジェクト (実行委員会「ファミリーシップふくおか」)

(イ) 福岡市里親委託等推進委員会

イ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

(ア) 子ども虐待防止市民フォーラム

(イ) 虐待防止月間街頭キャンペーン

(ウ) 子ども虐待対応研修開催

ウ 福岡市里親養育支援共働事業 (「新しい絆」プロジェクト)

(ア) 「新しい絆」フォーラムの開催

(イ) ファミリーシップふくおか(実行委員会)

(ウ) 福岡市里親委託等推進委員会

エ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

(ア) 子ども虐待防止市民フォーラム

(イ) 虐待防止月間街頭キャンペーン

(ウ) 子ども虐待対応研修開催(11月頃予定)

7 国際連携

SOS インターナショナルアジアオフィスとのオンラインミーティングを通じて、適宜情報交換を実施していく。

8 資金開発

寄付系収入の安定化を企図し、従来通り「小口分散化(個人マンスリー会員)」の収入ポートフォリオを推進する。今後もコロナ禍の影響により対面活動の安定化が図れないことが予想されるため、以下の項目について予算化の上実施したい。また期中における社会情勢の変化に柔軟に対応すべく、予算の使途については計上の範囲内でフレキシブルに対応する。

(1) オンラインによるファンドレイジング

ソーシャルメディアの活用、オンラインイベントの実施等により、ファンドレイジング専用ページへのアクセス件数を増加させて、全国エリアからのマンスリー会員獲得に繋げる。

(2) 対面活動

社会情勢の変化に対応し、対面によるファンドレイジングを早期に再開できるよう、代理店、卓話イベント主催者、協力高校、協力ボランティアなどとの関係を維持する。

(3) 各種イベントの実施

オンラインを中心にした各種チャリティイベント主催者へのアプローチを実施する。

(4) 広告

ターゲット設定など戦略的な広告出稿計画に基づき、新聞やインターネットで広告を継続的に実施する。また、効果測定を随時実施して広告計画に活用する。

(5) 多様な手法の実施

オンラインイベント、店頭電子決済、ポイントカードなど多様な支援手法の開拓を推進するとともに、遺贈や企業からの提携の問い合わせ時には、先方のニーズに合わせた対応を実施する。

(6) 既支援者とのコミュニケーション

支援継続率向上のため、ニュースレター、アニュアルレポートなどの発行を通じて、支援実感を伴う丁寧なコミュニケーションを実施する。

Ⅲ 組織運営

1 組織運営

(1) 役員体制

本年は、役員改選が予定されているところ、すでに 2 名の理事から退任申出が提出されている。理事定数は定款第 14 条に「15 名以内」と定められているが、現員 13 名が退任により 11 名となることから、早急な選任が必要である。

昨年から候補者の選定に向け、各方面に適任者の推薦を依頼していたところ、幸いにも小児科医 1 名（男性）と福岡市役所 OB（女性）の 2 名の推薦を受け、2 名についてはすでに正会員としての入会届を終え、本年総会において選任手続きを行うこととしている。これで現状は維持されることにはなるものの、さらに活動力のある企業人などに人材を求め、活力のある役員体制のもとで組織の活性化を図っていきたい。

(2) 正会員の確保

現在の正会員数は、個人会員が 34 名、法人会員が 17 社である。昨年 2 名の個人会員が退会を申し出たが、2 名の理事候補者が新たに入会したことから、かろうじて現状を維持することができたものの、ここ数年、正会員の新規加入者の伸びは鈍化しており、正会員を得るための工夫が必要である。

本年は、事務局に専任の広報部員を配置することとしており、幅広い支援者を得るための戦略的広報活動を展開するほか、「子どもの村福岡」の見学者などにも加入を呼びかけるなどして新規正会員の獲得に努力したい。

(3) 各種会議の開催

定款に定められた年間 4 回の理事会と定期総会をオンライン会議などと併用して開催するほか、本年から部の構成を変更し、「子どもサポート部」、「資金開発・コミュニケーション部」及び「事業統括部」の 3 部体制とすることとし、それに伴って、執行会議の構成メンバーも変更し、拡大した各種事業の進捗管理や事業戦略をより実務に即した形で協議することとしている。

2 職員養成

(1) 人材確保

喫緊の課題は、本年 4 月から一時保護事業を開始する「子どもの村福岡」のファミリーアシスタントの採用である。直接に事業を担うスタッフの払底は事業の展開にも深刻な影響を与えかねない事態である。現在においても鋭意募集活動を行ってはいるものの、宿泊勤務や調理業務などが敬遠材料となって適材を得ることができない。比較的高齢の経験者を「養育支援スタッフ」（パートタイマー）として確保し、それなりの体制を構築しつつあるが、責任を担う正規職員の採用を欠くことはできない。

今後も各種の媒体を活用するなどして要員の確保に努力を傾けたい。

(2) 人材育成

事務局体制の増強、福岡市と提携した新規事業の開始などにより、多くの新規職員が陣営に参加することが予定されている。草創期の手作り感のあった体制から組織としての体系的な育成が求められる時期に至ったということができよう。とりわけ、育成は、

NPO法人としての特性と、「SOS子どもの村 JAPAN」の理念についての研修が必須である。社会的課題の解決に向けて役職員が一体となって取り組めるような研修体制を構築・実施していききたい。

3 ボランティア

感染対策を徹底したうえで、当面は子どもの村福岡での草取り等必要最低限の活動とするものの、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、オンラインの活用により登録ボランティアとの関係性を維持する。また、広報などを実施するオンライン上のボランティアコミュニティの運営を実施する。

4 支援団体との連携

(1) 子どもの村福岡後援会

今後も側面的な支援を継続的に依頼し、後援各社との良好な関係を維持する。

(2) 子どもの村福岡を支援する小児科医の会

従来通り、支援継続の依頼を実施する。